

朝鮮捕虜の清国の価格について

森岡康

はじめに

朝鮮仁祖十四、五年（一六三六、七年）丙子、丁丑の乱により清国に敗北、服属した朝鮮は、清国から提出された条約により、自国の捕虜を瀋陽に於て買い戻すことを許された。この捕虜の買戻し即ち贖還問題について、近來仁祖十七、八年以後、買戻し終了までの後半期の状況をとりあげている。既に、「贖還の期間と区分」及び「方法手続」については、「朝鮮学報」第百九号（一九八三年十月）に、「贖還の種類」は、「東洋学報」第六五卷一二号（一九八四年一月）に発表した。その一連のものとして、今回はこの捕虜買戻しの成否のカギをにぎる「捕虜代価」について、仁祖後半期に重点をおいて考えることとした。

一 捕虜代価の内容

贋価とは捕虜を買戻す時の価格をいう。仁祖五年丁卯の乱後の捕虜買戻しは、布、米、紙、牛馬等の物品による取引であったが、丙子・丁丑の乱後再開されてからは、清国は銀を以てすることを求め、捕虜の代価は銀の単位によつた。但し当時は、朝鮮国内に於ける一般的な銀の流通はなかつたから、やはり補助として物品もしきりに使われていた。その物品の種類は、今次は礼物、軍糧等他の名目で多量に強制供出させられる物もあるので、捕虜代価としての品目の上に変化もあつた。物品の筆頭に挙げられるのが南草、枝三(きさみたばこ)等たばこの類である。たばこは光海君初期、日本から朝鮮へ傳来されたものであるが、清国人の嗜好にもあい、又軽量で遠路の携帯に便利である為、捕虜買戻しの代価としてさかんに利用された。清国側では太宗がたばこは有害無益として持込を厳禁したので、私かに持込まれたことが発覚すると、南草はその場で焼却し、携帶者は極刑に処せられる等の事件も度々起きたが、結局は南草ぬきでは取引が成り立たず、持込者はあとを断たなかつた。後に清国も大衆のたばこを渴望する趨勢に押され禁令も徐々に緩和され、仁祖十七年二月には、「清國本非禁斷」(²)と云い、只私利を貪ることを悪み、各使行の私的にもちこむことを禁断し、商人が正当な手続をへて瀋陽に来て、取引することを命じている。更に仁祖十九年には皇帝の命令で、南草は公に属するものとして一斤価錢三錢という公定価が定められている。(³)但し捕虜代価としてはこの公定価格で取引されたとは到底考えられない。南草の全面的な禁断にふみ切れなかつたいま一つの大きな原因是、清国の王族要人の中にも愛煙家の多かつたことで、その一例と

して、仁祖二十四年冬至使李基祚が北京から急ぎ本国に送った啓文の中に、朝鮮が凶荒のため通州に運ぶ米を減量してくれた九王（多爾袞）えのお礼として、「龍將又密言……九王喜吸南草、又欲得良鷹、南草良鷹並可入送以到謝意」⁽⁴⁾と述べていることでも明らかである。かうした清国における止るところを知らぬたばこの異常な普及ぶりが、朝鮮の捕虜代価を備え得ぬ一般士民の買取り希望者にとって唯一の救路となり、私かに携えて入藩し、代価の助けとしたことは、記録にもみられるが、むしろ記録の裏側に数多く存在していることが容易に想像出来る。また、丁卯の乱後と同様に紙、毛皮の類も引き続き需要が多かつた。これ等の物品は、朝鮮側では捕虜代価の不足を補う為に、或は予期せぬ価格釣り上げの折の予備として、清人の嗜好を考え撰押して価銀と共に携帯した。同時に捕虜の所有主が、買取りを希望する者に、銀の他に物品を指名希望していく場合もあった。以上のように、この期に於ける捕虜代価とは、たてまえとしては銀であったが、実質的には捕虜を買取る銀品と云うべきであろう。

一 捕虜代価の種類

捕虜の代価は捕虜の貴賤、貧富、男女、年令及び捕虜の所有主の清国に於ける身分等によつて差別がある⁽⁵⁾。通常は捕虜が身分ある者、富家の家族及び、所有主が清国の要人である場合は高く、常人は安く、常人中でも壮年

の労働力のある者は高く、労働力の低い、或は無力の老人、女子、小児、病弱の者は安かつた。以上のように大体は身分、財産、性別、能力の差に正比例して買取り価格が定められたが、例外もまた多く、一例を挙げれば、捕虜が買取り希望者の父母であることがわかると、それが常人であり老残の人であつても一挙に什陪にも代価が釣り上げられたと云う。⁽⁶⁾ その上、価格を決める際、その交渉の仕方に感情的なものが入つたり、更に賄賂の有無もひびいて上下した。又政府の買取り、個人の買取りの差も当然あり、特に農軍の如く清国側の要望によるものは考慮が払われ比較的安かつた。

次に以上の凡の規律に逆行するものとして勒贖、勒徴とも称された買取りの強要による代価がある。即ち、勒贖は清の王族、要人が所有する捕虜の中から労働力のある者、有用な者は自らが確保し、役立たぬ老人、女子、小児、病弱者を法外の高値で売りつけた。このように勒贖は朝鮮側に交渉、妥協の余地を与えず、所有主の言値で、捕虜の肉親の対応出来ぬことを見越して、直接藩館に強制売込みに来たので、常識を逸した価格であった。

勒徴は一般的の買取り価格に、罰則として追徴金が加算されるので、約条を違反した違犯の程度により、又個人が支払えぬ場合は、責任を国家に転嫁し、藩館に支払を強制したので、これも亦非常に高額なものになつた。以上の如く捕虜代価は千差万別であり、一方的に所有主の個々の希望によるところで基準なく、その無制限な釣上げは、朝鮮側の捕虜買戻しに対する国を挙げての努力も計劃も頓挫、変貌、絶望させる結果となつた。

三 捕虜代価史料

今これら無法要求の状況を実数を以て正確に知ることは至難である。しかし大体の経緯を覗うために、次に少數ではあるが捕虜代価の実数を拾収できる史料について考えてみる。

個々の価格の明らかに記録されているのは勒贖即ち、買取り強要の事例である。但しこの場合は先述の如く、捕虜の具備する条件、能力等に関係なく、その時必要とする銀の表面上の抵當かたとしたので、個々に、又行われる時限でまちまちであった。

次に比較的多くの価格の記載されているのは勒徵即ち、未払代価強制取り立の事例である。この中で元価と加徵価を分けて明記されている事例は貴重な史料で、殆ど記録されていない一般士民のその当時の捕虜代価をうかがい知ることが出来る。

宗室をはじめとして局限された階級の国費による捕虜代価支給即ち題給の事例は、価格を明記していないものも多い。明記してあるものの中にも八十両の支給をつけ、現地で二百両の釣り上げ要求にあつた甚しい例一例もあり、又代価の一部だけの支給をうけているものもあるので正確を期し難い。然し宗室及びその関係者の捕虜買戻しは完行したと記録に明記していることから、少くとも宗室に関しては拾集出来た価格を実数として大勢を推測してもよいと思つ。なお題給価について併せ考へねばならぬのは、その申請者の質の問題である。元來題給を申請する者は、階級は貴く、或は高い官職にあっても、大略財力なく捕虜代価を備えられぬ者である。これに反し、

朝鮮捕虜の清國の価格について 森岡

題給の対象となつた局限された部類の人々の中でも財力があれば、千金を惜しまず逸速く個人の費用による私贖として肉親を買い戻した例が非常に多かつたことである。しかもそれ等個々の事例は殆ど記録されていない。ここで明らかになつたことは、これら財力ある貴族に、私贖を恣にした市井の富民をも加えて、財力あるものが常に優位に立つてゐることで、捕虜買戻しに関しては実質的に階層、身分とは別に、貧富の差が大きなウエイドを占めて來てゐることである。

今このようにその折々の捕虜代価及び高価要求の状況を実数もつて正確に示すことは不可能であるにも係らず、以上述べた諸記録に散見する少數の例による価格を引用して、少しでも大勢を推察してみたいと思い、どこまでも実数に執著をもつのは、当時の苦惱を具体的に感じとり、いくらかでも実情に近づいてみたい願いがすて切れなかつたからである。なお捕虜代価の副次的なものとして少からず行用されていた物品は、その量の銀えの換算の仕方もまちまちであり、需要の度合によつても価格が上下し、不明確の点が多すぎるので、ここではまことに杜撰ではあるが、物品はさておいて銀両のみについて述べることとする。

四 捕虜代価の時代区分

1 前期

イ 自由売買

仁祖五年丁卯の乱後、一人について青布十匹⁽⁸⁾から六十五匹⁽⁹⁾に暴騰した捕虜代価は、第二次乱後には銀両が主と

なつた。統乱中雜錄十五年二月二日条に、

初二日、清兵大陣在慕華館、一在西江、城中只有守殿千余名而已、賊壳擄人、男則白金五両、女則三両、無
価人則隨後備給成文。

とあるが、白金とは銀のことで、男五両、女三両で売買されたことがわかる。捕虜買戻し即ち贖還の約条は、敗戦後の正月に既に大綱は出されていたが、「贖還はすべて清兵撤回後、瀋陽で行う」の条項は、四月に命令されたものである。従つて、この記事は終戦直後、瀋陽贖還市（人市）の公的売買以前、清兵が京城に於て私的に売出したものであるが、第二次乱後の捕虜の代価が記録に明記された嚆矢である。

更に崔鳴吉は贖還を論じた一文中に、

今聞、平安兵使柳琳亦与孔耿兩人、約以十両為定云、以此觀之彼中定價10本廉

と述べている。孔、耿、即ち孔有徳、耿仲明は共にもと毛文龍麾下の明の叛将で、仁祖十一年投降して清に重用され、それぞれ都元帥、總兵官となつた。その後、朝鮮を征服し、次いで征明の軍に参加し、錦州、松山、杏山を陥れ、驍名をはせ、ドルゴンに従つて入闕した武将である。この例文の代価十両の約定の時点は、両将が征明西行の途に上つたのが仁祖十六年であるから、柳琳が両将と接觸したのは、それ以前、乱後間もない時期であることは云うまでもない。代価十両を以て約定したと明記した事例は見出せなかつたが、ここにこのことを裏付ける間接的な史料として、仁祖十五年閏四月二十一日の備局の左の啓文をあげることが出来る。

備邊司啓曰、平安兵使柳琳、取贖耿將陣下被擄人五百名、方在清北各城留養、而以贖價未給之故、不卽許還

原籍云、此不但各人懷土之心、有難禁遏、官廩耗費之弊、亦為可慮、況渠輩被擄赤脫之餘、目前責納贖價、有同龜背托毛、必無得納之理、今前管飼銀二千五百両、朝廷特命除出以折半之價、則其餘未准之數、待還土秋成後、準備入納方為⁽¹⁾兩便

即ち、官費も底をつき、捕虜の族属も捕虜の代価を備える財力がなかつたので、半分は朝廷の特別のはからいで管飼銀を転用してこれにあて、残る半分の額は捕虜が帰国後、秋の収穫を待つて官に返納させると云々変型した公贖（政府買取り）の試案であつたが、王意を得て採用されている。この事例によると、捕虜の本主（所有主）が耿仲明であり、買取り希望者が柳琳であること、買取つた捕虜五百人分の折半の代価が二千五百両であることから、約定の価格は一人十両となり、崔鳴吉の贖還劄の文中に云う「約以十両」の言の例証となる。約定の時点は、啓文中に、「被擄人五百人方在清北各城留養」と述べているところから、この啓文を上つた仁祖十五年閏四月二十一日迄に日数の経過していることがわかる。更に仁祖十五年閏四月一日の備局賸錄に、先の特命により管飼銀二千五百両を捕虜代価として柳琳に下附するに至つた経緯を記した中に、

管飼銀子五千両、給付贖還、使臣之意、已為定奪啓下、而柳琳・林慶業之行、還在贖還使之前、管飼銀一半、為先除出、給付干行、使之周旋兼図。

とあり、最後に、「今此官銀、依前日判下之意、專用於貧寒無族屬者、勿為添助有價之人、則其定價必輕、而生還者多矣……伝曰依啓⁽²⁾」と述べている。即ち、二千五百両は専ら貧寒無族屬者の買戻しのため給付された五千両の半分で、贖還使よりも早く任地に還る柳琳等に托し、処々で矢つぎ早に捕虜を買取らせようとしたものである。

この記録によると、最初の贖還使は謝恩使李聖求の副使懷恩君李德仁が兼行し、五月十五日に瀋陽に到着しているので、柳琳の捕虜買戻しがそれ以前であることは明らかである。これらの記録を総合して考えてみると仁祖十五年閏四月一日以降、閏四月二十一日前のこの間の捕虜買戻しと思われる。即ち、閏四月一日決定した管餉銀二千五百両の給付を得て出発し、「京城至瀋陽一朔之程」と云われている旅程を経て帰任したわけであるが、帰任後の買戻しか、中路の買戻しか詳細はわからぬ。場所も帰任後であれば、買取った捕虜の分布収容の状況から推して平安道内もしくはその近隣地が考えられる。中路の場合は更に不明であるが、仁祖十五年二月に平安監司南銃が任地に帰る時、捕虜人を中路に買戻すことを想定し、手中無物のため戸曹銀二百両を借用した先例もあり、中路の可能性を否定することも出来ない。この時期は瀋陽における買戻しその過渡期で、四月十三日制約が出たが未だ実施されず、一段と嚴重になる手続の前に公私共に盛んに買い急いだ。柳琳も恐らく備辺司の命をうけ、手持の官銀をも流用していち早く耿仲明の陣中から直接捕虜を買取つたものと思われる。柳琳は仁祖十五年四月に根島襲破の軍に参加させられているので、この辺に比較的廉価に買戻しを容易ならしめた原因があつたのかもしれない。以上、二つの例によつて乱直後の王都と、瀋陽における買戻し直前の地方に於ける例をみた。乱後当初の買戻しの記事は多く見られるが、その価格を明記したものは非常に少い。勿論この僅かな例で全般を律することは出来ないし、公私との差もあるが、この場合一つ云えることは、この頃までに公的な買取りでは十両を出ない例もあつたことで、「論贖還劄」にみる崔鳴吉の「彼中定価本廉」の言を実証している。

第二次乱後当初の捕虜買戻しの様相は、清國よりその許可が下ると共に朝鮮側では国をあげて懸命にとりくん

だ。殊に個人の買取りの面では、王都や、中路で、はては瀋陽まで捕われた肉親を追い求めて買い戻そつとする士民により混雜を極めた。それと同時に価格はまたたく間に暴騰した。崔鳴吉は「論贖還割」の中に、

至増価者、皆由願贖之人急於圖買骨肉、不復計其価之多少、仍致索高之弊、故今番被擄中貴族及市井富民居多、竊聞諸道路一人之価、或有論以累百両者云、若如此言則貧民持廉価者、終無得售之路矣。

と云い、貴族及び市井富民の財力ある者の金に糸目をつけぬ買い急ぎが価格釣上げの弊をきたしたことを歎いている。更に言をついで、

每人之価、隨其老少貴賤、雖不免多少之有差、而多者毋過百両、彼索高不許則令棄之而帰、終不得踰越此數、犯者論以重罪、如是則彼亦知其無益、而自從平価、人人得遂其所願。

と朝鮮自体の買戻し価格の制限を提唱し、王も之に従っている。しかしこの案は理性では納得出来ても、肉親を目前にして、価格釣上げのためこれを諦めることは真情としてしひ難いことで、買取り希望者はこの命に耳をかきす、財ある者は云うに及ばず、一般士民も田宅を売り、借金をしてこれを備え捕虜のあとを追い、無理をし禁を犯しても、言い値で買戻そうと狂奔してその価格釣り上げに拍車をかけ、收拾のつかぬ状態になつた。その混雜ぶりを仁祖十五年四月十三日の啓文中、龍骨大（英俄爾岱）の伝言として、

今番人馬出去時、与我国回軍、必相值中路、朝鮮之人、欲見被擄之族屬、乱雜出入、則其間不無弊端、一切嚴禁(15)可也。

と述べ、更に言をついで、

被擄人族屬等、如欲贖還、當待後兵撤回後入來此處、請贖則當許之、在路潛贖、則決不可為。と命令し、清國側からの制約が設けられた。

口 潘陽人市売買

この制約が徹底実施されたのは五月に入つてのことで、贖還使の派遣、又他の使行の副使が捕虜買取りのことを行した。仁祖十五年五月二十四日、六月二十一日、十月二十八日には贖還市（人市）が開かれ、捕虜を一ヶ所にあつめ、買取り希望者との売買が一時に大規模に行われた。この後、使臣が買取希望者を引率して入藩し、龍將（英俄爾岱）の命令で衙門外に捕虜を集め人市と称した例もあるが、ごく小規模なものであつた。贖還使の監督の下に行われた人市は、贖還使の杜絶とともに仁祖十六年以降は行われていない。しかしこの仁祖十五年五月二十四日の人市の開始が、各地に於ける自由な捕虜買戻しから潘陽での買戻しえの移行にはつきりと一線を劃し、四月十三日の制約がここに至つて始めて実現を見たことになる。

人市における惨状は諸記録に伝えているが、その価格に就ての記述は、仁祖十五年五月二十四日、最初の人市の状況を、

索価才蹬罔有其極、至於士族及各人父母妻子等論価之多、至於累百千両、以此贖出極難、人皆缺望呼哭(16)盈路。
と伝えている。「累百千両」とは一見誇張のようにもきこえるが、仁祖十五年七月七日には兵曹判書兼副體察使李聖求がその子を買戻(17)とした際、所有主が千五百両の価格を請求した事例もあり、その他明らかなものには、十五年十一月一日、前牧使吳俊の女が四百五十一両、全昌君柳廷亮の女は、四百両及び各種雜物等の事例がある。

これらの事情から判断すれば、百千両は実際の価格であることは明らかで、この暴騰ぶりが、非常な期待をもつて一千里の遠路を辿りついた一般の買取希望者達を一挙に絶望の淵にたたきこむ結果となつた。更に身寄なく資力もない一般士民等は、

其中单子無親戚之人、則只待早晚公家之贖還、日日哭訴於館外、慘不忍為白斎⁽¹⁸⁾

と一縷の望を政府の買取りにかけ懇願し続けたが、この最後の頼みの綱も結局は国費がともなわず、その願をかなえることが出来なかつた。かうした私贖（個人の買取り）、公贖（政府の買取り）をふくめての前期における捕虜買戻し状況を総括立証するものとして、仁祖十八年九月十六日朝鮮国王が清國戸部に与えた啓文中に、「大朝軍兵（捕カ？）⁽¹⁹⁾今已五年之久、其中雖有若干贖還人、亦不能百分之一」と述べている。国家が意慾を燃して財力を転用し、捕虜の代価に集注出来たのは買戻し開始当初のことであるから、五年間のこの甚しい不進歩さは、とりも直さず前期捕虜買戻しの意外な不成功さを物語るものであり、その原因はかかる代価の釣上げにあることになる。私は捕虜買戻しを概観する時、贖還使の杜絶に一線を劃し前期と後期に分けた。今、代価に重点をおいて考えたとき、前期は更に二段階に別けることが出来る。前期の前半は、乱直後の極く短い期間は、比較的廉価に買戻すことが出来たが、またたく間に財有る者の金に糸目をつけぬ買い急ぎが累をなし、代価は暴騰していった。同時に清軍の撤回に伴い、売買の場所も一層広範囲に亘り、代価の甚しいばらつきも見られた。このように買戻しの状況は徐々に変化していくが、一貫して場所、手続に何ら制限なく、捕虜の所有主と買取希望者との個人的な取引であつたから、一連の自由売買の時代として一括した。前期の後半は、場所は瀋陽に限定され、買取り希望

者の人数、手続等制限が設けられ、贖還市（入市）がたち、大量な売買が、両国政府の厳重な監督のもとに一齊に行われたが、価格釣上げの弊極り、国としての捕虜貿易に対する志向も政策も変更せざるを得なくなつた時期である。以上の二つの時期を経てやがて後期に移つてゆくが、前、後期の推移は大きな趨勢によるもので、ある時点ではつきりと一線を劃することは難しい。只先述の如く、贖還使の派遣が杜絶し、政府による買取りの範囲が局限され、大規模な入市が開かれなくなつたことが一つの大きな目安となると同時に、結果論的ではあるが、清国の捕虜の売り込みが活発になり所謂勒贖（買取りの強要）、勒徵（未払代価の強制取り立）の頻出した時期を考え併す必要がある。かうした諸現象が定着した時点として、大体十七年以降の事例により後期の捕虜の代価を考えることとした。

2 後期（清館売買）

イ 第一期

後期の捕虜代価は十七、八年から十九年の前半にかけての一時期と、二十年以降、買戻しの末期にかけての後半の二期にわけて考へるべきであろう。

先ず勒贖、勒徵をさておいて、後期前半の捕虜代価を概括的に且端的に述べたものとして二つの史料がある。

一、は同文考略 使臣別單一 書状官聞見事件訳官手本 仁祖十七年に、

是日始開入市於館門外、一行願贖之人、或遇子女親屬論価比前才蹬、雖老殘之人其價少不下百許兩、終始講

定僅贖男女九人。

とある。當時既に贖還使は杜絶し、政府による買取りも亦買取り価格を特に請願した者に支給する以外は、個人の場合と同じく個々の取引となり、公私共に買取り希望者は使臣に随つて瀋陽に行き、瀋館ですべてを処理し、清國戸部監視のもとに売買した。この事例は瀋館売買の最初の記録である。この文中にも人市の語が用いられてゐるが、買取りが僅に九人であることからも容易に推察出来るよう、戸部が館門外に捕虜を集めて開いた小規模なもので、買取り希望者の人数にも制限があり、当初のものとは量的にも質的にも大差がある。しかも捕虜代價のつりあげの面で更にエスカレートしてゆく様相を物語つてゐる。

二、は先に挙げた朝鮮国來書簿 仁祖十八年 十月分 二十一日戸部參政李國翰送進朝鮮國王与戸部啓文一角原咨稿一張で、九月十六日に認められたものである。

本主論価□高定數無節、雖老疾孱弱不中役使之人、苟其至親願贖則什倍其值……何況其少不下四五十両、而多則數百両者乎。

と述べている。以上は孰れも公文書で、一、は遣外使臣に隨行した書状官の本国政府との報告であり、二、は朝鮮國王より戸部に宛てて送った上奏文で共に真相を述べたものとしてその価格も信頼することが出来る。当時は前期と同じく個々の捕虜貰戻しの事例は、何かトラブルをおこして政府がその責を問われる場合、又は買取り希望者が代價の支給を政府から受ける等政府即國家と関係ある場合を除いて、通常の売買による個々の事例は記録にはのぼらない。そのため、この二つの史料は、仁祖十七、八年頃の捕虜代價の個々の水準を示す稀少なもの

年月日	捕 捉		贖價	史料
17.正. 8	柳公亮之妾婿李秩	(未収)	100	藩
17. 2.25	兵曹使令辛成会之子孝永	(元金)	45	〃
17. 8.23	内医女銀眞	(館所公贖)	55	〃
19. 3. 8	義立(前司禦閔增之隣人)	(元金) 前司禦閔增奴子贖取	50	〃
19.12.21	宣傳官李夢虎	(元金)	40	〃
20.正.28	農軍價	(公贖)	25~30	〃
20. 4.26	中宗 6 代孫蓮昌都正女子		150	承
21.10. 9	木川居鄭光祿之孫好吉	(元金)	47	藩
22. 2.13	宗室桂陽令禮吉之子次聖		200	備
23. 5.24	採樵人天一		60	承
23. 5.24	定州流寓人方敬仁		80	〃

（藩……瀋陽状啓
 註 承……承政院日記
 備……備辺司謄錄

として非常に貴重である。なお、以上の二つの記事の例証として、先に述べたわずかな事例を引用する。即ち、政府より捕虜代価を支給する場合、全額支給で銀両の明記されたもの、及び清国側の勒徴(未払代価強制取立)の場合元金を明記したものである。又、勒徴の場合、捕虜代価未収銀として価格を記したものがある。しかし未収の価銀が代価の一部であることもあり得るので、多分に疑問も残るが、前後の事情から買取り価格と推定出来るものは未収銀と注記して拾記することとした。これらを表示すると上記の通りである。

ここに表示した事例を、仁祖十九年に一線を引いて、仁祖十七、十八年頃の後期前半の捕虜の代価を考えてみると、少數ではあるが、先述の二史料に云う「百許両」「少不下四五十五両、多則数百両」の水準の実数を裏付ける例証ということが出来る。

次にこれら捕虜の代価が一般市民の生活に於てどれほどの経済的な重みをもつものか摸索するために、先にあげた朝鮮国來書簿の咨文について更に考えてみることにした。元来この咨文の目的は、朝鮮国王が底知れぬ代価のつりあげのため肉親を賣いもどせぬ国民の真情を憐れんで、捕虜代価を安く統制する、即ち平価の懇請をしたもので、国民の苦しみを縷々として訴え続ける中に、

况本国本不以銀為貨、市上交易、只以綿布行使、一自贖還之後、銀價騰踊、倍蓰于前、今以經亂赤立之民、辨得十兩之銀、已盡其骨髓脂膏、別何況其少不下四五十兩、而多則數百兩者乎、百金為中人十家之產、則哀我無告窮殘之民、將何以措辨許多銀兩、贖還其父母兄弟妻子乎。⁽²⁰⁾

と述べている。

これより先、朝鮮に於ける貨幣は、高麗初期成宗十三年(九九四)に鑄造された鐵錢を以て嚆矢とする。その後、肅宗元年(一〇九六)銀瓶を、忠肅王の時(一一三九)に小銀瓶が鑄造されたが流通せず、末期の恭讓王(一一八九~九一)に至り共に廢絶された。その後、李朝仁祖初期に至るまで、民間の取引には米、布が用いられた。仁祖十一年、常平厅に命じ正円方孔の常平通寶を鑄造させたが、商業の盛んな開城以外の地では依然として米、布が使用され一般に流用しなかつた。但し、この間、特に中國との國交用に、貿易等には銀を必要とした。当時の銀の種類は、朝鮮所産の銀塊、壬辰の役で明軍の散布した碎銀及び対島貿易により流入した日本の対島銀である。その後、朝鮮政府が行錢(貨幣の鑄造・流通を図る)の必要を痛感し、本腰を入れてこれにとりくんだのは、仁祖二十二年(一六四四)清国が北京に遷都した後、右議政金堉が北京に使し、彼地で貨幣流通の状況を実際に見てそ

の便利さを実感してからのことであり、行錢政策を実施にうつしたのは孝宗の時代に入つてからのことである。

これらの経緯から考へると、仁祖十五年、捕虜買戻しの価格の単位を銀両を以て定められたので、當時殆ど銀とは無縁である一般士民もまた肉親を買戻すために何らかの手段で銀を手に入れねばならぬことになつたが、その方法、経路はわからない。只その銀の入手が如何に至難なわざであつたか推測するのみである。咨文ではその買取価格が、捕虜の買戻しが再開されて以来またたく間に暴騰していって、戦後財力を失つた士民にとつては十両の銀を調達するのも限度をこえた困難なことであつたのに、ましてや少くとも四、五十両、多くは数百両に至つてはあまりにも絶望的な額であることを述べ、更に語を次いで、「百金為中人十家之産」の一句がある。通常前後一連の文として読めば、一見当時の捕虜代價の占める経済的比重を実数で示しているかのようである。因みに当時の清国、朝鮮間の金銀の比率は、同文考略十一、仁祖十七年条に、清国皇帝乳母の家人が、銀に代える為に金を売りこんできた事例がある。これによると、金一両価は純銀十七両から二十両にあたり、その釣り上げを警戒している。

しかしこの咨文の一句は既に中国に於て、漢書卷四、帝紀文帝、孝文皇帝即位二十三年の条に、孝文帝が露臺を作ろうとし、匠を召してその費用を見積もらせたところ百金なりというので、あまりに高額なので断念したという故事が記されている。その文中に、「(上曰)百金中人十家之産也」という一句がある。百金が中流人十軒分の財産に相当すると云う意味であるが、爾来多額の金の形容句として用いられている。仁祖十八年の咨文は同様の句の「百金」と「中人」の間に「為」の一字が挿入されている。「為」の字は「古來このように云われている」の

意で、故事の引用を示すものであろう。このように咨文の中に突如として中国の故事による形容句を引用した所以は、当時の朝鮮捕虜の代価が如何に絶望的な金額であったかを、古来広く云い伝えられている中国の故事を引いて清国側に強く印象づけようとする苦心の現れではあるまいか。結局、咨文のこの一句は、異国の故事による形容句にすぎず、これを以て当時の捕虜代価の経済的な重みを具体的に知ることはもとよりのぞめないことであつた。又咨文をはなれて、一般士民の生活に密着している米穀或は布木と銀との比価を知りたかつたが、戦後の混乱期ではこれも全く不可能であった。只この時代に最も近いものとしては、当時から約十五年を経た孝宗六年十二月に、一つの事例を見ることが出来る。これは仁祖二十二年北京に使行して以来、行銭に熱意を傾けて尽力し続けた、時の領敦寧府事金増が、行銭法を更定する際の一文である。その中で、

錢無定価、隨時低昂、以銀折定、其価銀一両直錢六百文、米布視銀直高下、米一升直錢四文、銀一両直米一石⁽²⁾

とある。即ち、錢に定価なく変動し易いので、銀をもつてその価を折定し、銀と米との比価は、銀一両は米一石に値すと規定し、王意を得ている。十五年と云う年月は、それほど長い年月とも云えないが、仁祖後半期から孝宗初年にかけての十五年は一連の戦後でありながら非常に対照的な差違を示すことになる。即ち、清国の北京遷都により大きく変化した対朝鮮政策を背景に、朝鮮に於ても亦戦後の混乱期から漸く国家再建の時期に入りかけている。この相違は色々の点から例証することが出来るが、ここで問題とする捕虜代価の面で最も象徴的なのは、戦乱の最大の後遺症ともいべき捕虜買戻し即ち贖還問題の終結である。贖還問題は銀の異常な暴騰の誘因とな

つていたので、孝宗時代の銀価の安定はまたその最大な対照をなすものであろう。この安定した社会で、行銭獎勵の意味も考慮して政府が決定した銀一両即米一石の公定の比価は、捕虜買戻しという必迫した事情に駆られ、個人取引で、銀入手に狂奔した仁祖後半期の、激動の銀の比価の実数を知るためには、何の基準にも参考にもならぬことは当然である。しかし考え方によつては、抽象的な意味で、この孝宗初年の公定の比価は、仁祖戦後の狂乱の銀の価格が、一般士民の生活にとつていかに絶望的なものであつたかを推測する場合に、思考の底辺を設定するための一つのあしがかりとなるものではなかろうか。ともかくもこの安定時の比価が、仁祖戦後の絶望の度合を一層強烈に印象づけることはたしかである。この意味でこの事例をあえてひいてみた。以上、比価について考えてみたが、先述の如く咨文をはなれても結局実数による当時の捕虜代価の社会的比重を知ることは出来なかつた。しかし、この仁祖十八年の朝鮮国采書簿の咨文そのものは、この時期に至ると、高い捕虜代価が朝鮮の一般士民の生活をどん底まで追いつめ、破壊し、しかもなお諦め切れぬ肉親の情が絡んだ捕虜買戻しの悲惨な状況と深刻な苦悩があふれている。この意味で実状を伝えるかけがえのない史料である。以上、後期捕虜代価の前半の時期を、仁祖十七、十八年の二種類の史料に概説された捕虜代価を中心として述べて來た。

□ 第二期

これに続く後半の時期は、前半と区別する理由として、捕虜代価を示す公的史料の有無による差別だけではなしに、仁祖十九年頃から末期にかけて異った様相を呈してくることになる。即ち、一般的の捕虜代価以外に特種な代価として、先に説明した勒徵（未払代價強制取立）勒贖（買取り強要）を擧げることが出来る。勒徵（強制取立）

は種々のケースがあるが、大部分が逃回人及刷還人の元金に徵罰金を加徵したもので、一般には倍徵されたことが多かつたが、捕虜の身分、地位により、又捕虜の本主（所有主）が清国の要人である場合、基準なしに巨額なものとなつた。しかも個人で支払えぬ場合、朝鮮政府が代つて支払うことを強要された。この時点では公贖（政府の買取り）と見做さねばならない。

勒贖は本主の言値による強制的な売附けで、対象は朝鮮政府であつたから、変型した公贖（政府の買取り）の一種となつた。勒贖の捕虜は種別なく、概ね女子、小児、病人、老人等役に立たぬ者が多く、本主（所有主）はすべて清国の要人であつた。勒徵も勒贖も第二次乱後まもなく既に行われてはいたが、捕虜の購買力の衰えてきた後期に頻発するようになつた。各々拾集出来た事例を次に表記する。

左記の表でも明らかなように、買取り強要、強制取立共に単価には変化はないが、前半、後半の区別をなすのはむしろその発生の度数である。特に後期後半の特色をなすのは買取強要の面で、これは時期の区劃に少しずれがあり、仁祖十八年後半あたりからはじまるが、同一本主が例えば館所、世子、使臣の處と云うように、同日に異った場所に捕虜を売りこむこと、また、仁祖十九年末からは、同時に同一場所に同一本主が捕虜数人を一括して売りこんでくるので、朝鮮政府の支払う代価の額が莫大なものになつたことである。このような姑息なやり方が頻出するのは朝鮮国民の個々の財力が枯渇して個人の買取りに希望のかけられなくなつたことと、清国側にも遮二無二売り急ぐとする贖還の終末を想定しての焦りが露骨に現れてくるためである。

勒 徵

朝鮮捕虜の清國の価格について

森岡

第六十六卷

四七五

年月日	捕 捉		勒徵價	吏料
15. 8.12	被擄書吏金俊及之妻 (代善)	(元金100両) 倍徵	200 両	承
15. 9. 6	貴永介王擄	刷來許贖	200	藩
15.11. 2	貴永介大王擄前牧使吳竣之女		451	"
15.11. 2	被擄全昌君柳廷亮之女 (代善)	(未収価) 添加徵各種雜物	400	"
16. 4.21	大王家逃回人		220	"
17. 正. 8	被擄前虞侯權禡之妻	(未収価)	130	"
17. 2.25	被擄兵曹使令辛成會之子孝永		600	"
17. 3.20	被擄京人崔獻男之子	添加徵 { 白紙200卷 木綿1疋	300	"
17. 4.20	走回人中和宮奴德玉		42	"
17. 7. 3	走回人4人		(單価) 10000	承
19. 2. 9	安州金通可家走回人3人	(龍將出往義州時勒定 1人1万両, 交渉後	(單価) 3000	藩
19. 3. 8	被擄義立(前司禦閔增隣人)	(前司禦閔增奴子論金生事 贖価百両及加徵金	600	"
19. 8.28	(代善) 大王家婢子(被擄)		500	"
19.12.21	(代善) 大王貴永介擄宣傳官李夢虎	(元金40両), 加徵金	80	"
20. 6.26	(代善) 大王擄		80	"
21. 2. 2	走回人開城府朴吉男		300	"
21. 2. 2	義州判官所捉走回人	(当初1000両, 交渉の 結果減額	600	"
21. 5. 4	刷還人2人	当初600両, 交渉後減額	(單価) 200	"
21.10.19	被擄木川鄭光祿孫好吉	(未取銀47両), 5年後徵俸	80	承

註(承……承政院日記
藩……藩陽狀啓

勒 質

東洋學報

年月日	本主(所有主)	捕撈種別			贖價	史料
17. 4.20	龍將	男兒	1人	其兎迷甚	60 (單価)	瀋
18. 5.22	龍將, 鄭訛	公贖人	2人	300両	150	"
18. 6.20	龍將	男	1人		110	"
18. 6.20	龍將	公贖人	1人		200	"
18. 6.20	龍將	公贖人	1人		80	"
18. 7. 3	甫大古	公贖人	1人		100	"
18. 7. 3	龍將	公贖人	1人		200	"
18. 7. 3	滿將	公贖人	1人	屢請出賣	100	"
18. 11. 2	龍將	平壤居女人	1人		150	"
19. 6.25	滿將	男兒	1人	(添加) 白紙200卷	60	"
19. 8. 4	龍將	女人	1人	(添加) 鞍子所入 白魚皮5張	120	"
19. 9. 5	龍將	女兒	1人		50	"
19. 10.10	甫大古	男兒(15才)	1人		100	"
19. 12. 3	阿里巖排	女人	1人		40	"
19. 12.21	龍將	(慈山私婢 中和良女	1人 1人		130 140	"
20. 6.12	龍將	男兒(10余才)	1人		100 (單価)	"
20. 7.17	龍將	女人	2人	230両	115	瀋 日
20. 8.24	龍將	(女人 病兒	2人 2人	480両	(單価) 120	承, 備
20.閏11. 2	龍將	使喚兒	1人		250	瀋
20.閏11. 2	龍將	鄭得男	1人		150	"
21. 正.17	皇帝家人	崔春男	1人		200	"
21. 正.17	范博氏家人	(男 女	3人 1人	300両	(單価) 75	"

註
 濟……瀋陽狀啓
 濟日……瀋陽日記
 承……承政院日記
 備……備辯司贍錄

第六十六卷

四七六

むすび

第二次乱後の捕虜買戻しを代価の面からみると、疲弊した国家の財政の中から必死に拈出して政府買取りの費用にあて貧寒者を救出せんとしたのが前期であり、政府買取りの範囲を局限し、概ね、個人の買取りに委ねたのが後期であるが、その個人の買取りさえ個々の財力が底をついて進歩せず、清国要人の常規を逸した激しい強制売り込みが集中的に朝鮮政府にむけられ、政府の買取りを名目に買取りを強要したのが後期の後半と云うことが出来る。先に述べた異様な形相と云うのは、主として買取り強要一色となつた末期の買戻しの状況を指している。

又、第二次乱後の捕虜代価を通観すると、捕虜買戻しを不能に追いこんだ唯一の原因である代価の釣りあげには二つの波がある。第一は人市開始当初と第二は北京遷都をひかえ捕虜買戻しの終了を想定しての末期である。

但し、前後両者の捕虜代価の釣上げには大きな相違がある。前者は資力ある者の買い急ぎのため、朝鮮側の自ら招いた捕虜代価の釣り上げであることは先に引用した崔鳴吉の「論贋還劄」にも明らかである。また、当時の捕虜買戻しの主体は個人の買取りで個人対個人の取引であった。後者は専ら清国側の強制売りつけで、清国要人対朝鮮政府間の交渉ではあるが、これら要人達は朝鮮とは密接な関係を有し、恩誼と、半ば公の面での利害が絡んでくるので、変型した政府の買取りが主体となつたと云うことが出来よう。只残念なのは、仁祖十九年以降の事例には、通常の捕虜代価の水準を伺うことの出来る史料を見出すことが出来なかつたことである。史料がないといふことは末期になつて相見（捕虜に面会にゆく）のために公文を請求する事例が記録に上つてくることと考え方

せれば、個々の財力の枯渇による個人の買取り件数の減少の左証とも考えられる。又いま少し余裕をもたせて考えてみると、個人の買取りは従前通り行われていても、利潤の焦点が強引に政府に移ったため、官の記録にはもはや一般的の捕虜代価を考慮し、問題とする余裕がなくなつたという考え方も出来る。いずれにもせよ推量の範囲を出ないので明言は出来ない。しかしこのように後期の後半の一般捕虜代価の水準を示す実数は見出せなかつたが、摸索して行くうちに、実状を通してかなり明確になつてきた二点がある。第一は捕虜代価を支払わせる対象を朝鮮政府即國家の財源に集注したこと自体、個人の買取りの利潤に見切りをつけたことになる。このような情勢下にあって個々の捕虜代価を釣り上げることは一層買戻しを困難なものとし、無意味なことである。したがつて、買戻し件数の増減、発生件数内の売買の成否は別として、この時期の一般の捕虜代価の単価の釣上げは先ず考えられないことで、後期後半の単価は前半と大差なかつたと見てもよいと思う。捕虜代価全般から云ふと仁祖二十年六月には「代価日以益高、続々贖買之路、亦將因而廢塞」²³と慨歎の記事が見られるが、これは専ら未払代価強制取り立、買取り強要等変型した政府の買取りに於ける代価の釣り上げを指すものであることは、既に仁祖十九年末に「公贖之事最為巨弊」²⁴と云われていることからも明らかである。第二は今次の政府の買取りで強制出来る部分は、国としての恩義を絡ませるか、捕虜個々の懲罰による加徴金が大部分であるから、当初のよう捕虜自身の商品価値を問う意味での釣り上げではない。即ち代価釣り上げの型、または質も変ってきたと云うべきであろう。

捕虜代価の問題の最後に特筆しなければならないのは「請平価」の陳奏文である。一部分は既に捕虜代価の例

証として引用している。仁祖十五年から十九年にかけて五回に亘り、朝鮮国王から清国皇帝に奏上されたものである。結果としては、全面的に拒否され、無視された。しかしその文中には捕虜代価以外に当時の捕虜買戻しの実状を伝えてあまりあるものがあり、更に両度の清国の回答をふくめて、種々の重要な問題を提示しているが、今回は紙数に制限があるので、やむをえず割愛した。

註

- (1) 雑誌「朝鮮行政」掲載 田川孝三著「朝鮮淡婆姑小考」参照。
- (2) 潘陽状啓、己卯年（仁祖十七年）二月初八日。
- (3) 潘陽状啓、辛巳年（仁祖十九年）六月二十五日。
- (4) 仁祖実錄卷四十七、二十四年丙戌二月辛巳。
- (5) 承政院日記、崇禎十年（仁祖十五年）丁丑閏四月初一日。藩館錄卷一、丁丑（仁祖十五年）五月二十四日。
- (6) 朝鮮國來書簿、崇德五年（仁祖十八年）九月十六日。
- (7) 同文彙考、仁祖十七年己卯。
- (8) 承政院日記、順治元年（仁祖二十二年）甲申、二月十四日癸酉。宗室桂陽令礼吉の子次聖の贖価。
- (9) 承政院日記、天聰元年（仁祖五年）丁卯十月十一日。乱中統雜錄第三、戊辰（仁祖六年）六月初六日。
- (10) 遷川先生文集卷十二、論贖還劄。仁祖實錄卷三十四、館錄、丁丑十五年五月二十四日。
- (11) 承政院日記、崇禎十年（仁祖十五年）丁丑閏四月二十日己未。
- (12) 註(5)参照。
- (13) 承政院日記、崇禎十年（仁祖十五年）丁丑二月十三日。
- (14) 註(10)参照。
- (15) 潘陽状啓、丁丑年（仁祖十五年）四月十三日。
- (16) 潘陽状啓、丁丑年（仁祖十五年）五月二十四日。藩館錄卷一、丁丑（仁祖十五年）五月二十四日。
- (17) 仁祖實錄卷三十五、十五年丁丑七月癸酉。乱中統雜錄第四、丁丑（仁祖十五年）五月。
- (18) 潘陽状啓、丁丑年（仁祖十五年）五月二十八日。藩

- (19) (20) 朝鮮國來書簿、崇德五年（仁祖十八年）十月分
（九月十六日附）。
- (21) 孝宗憲錄卷十五、六年乙未十二月癸亥。
- (22) 濬陽狀啓、壬午年（仁祖二十年）六月二十六日。
- (23) 濬陽狀啓、辛巳年（仁祖十九年）十二月二十五日。